（首席国際専門官の職務）

第十条　首席国際専門官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際連合研修協力部が行う研修、研究及び調査と内部部局等が所掌する事務との連絡調整その他の国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の実施上必要な事務に関すること。

二　国際協力部が行う国際協力と内部部局等が所掌する事務との連絡調整その他の外国が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力の実施上必要な事務に関すること。

（研修第三部の所掌事務）

第十四条　［略］

一　法務局及び地方法務局の職員並びに出入国在留管理庁の職員に対する研修を行うこと。

二　［略］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（首席国際研修専門官の職務）

第十条　首席国際研修専門官は、命を受けて、国際連合研修協力部が行う研修、研究及び調査と法務省の内部部局が所掌する事務との連絡調整その他の国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の実施上必要な事務をつかさどる。

［号を加える。］

（研修第三部の所掌事務）

第十四条　［同上］

一　法務局及び地方法務局の職員並びに入国管理の事務に従事する職員に対する研修を行うこと。

二　［同上］

○法務省令第二十六号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十条第三項の規定に基づき、入国者収容所組織規則（平成十三年法務省令第六号）の全部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

法務大臣　山下　貴司

入国者収容所組織規則

（入国者収容所の名称及び位置）

第一条　入国者収容所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（所長及び次長）

第二条　入国者収容所に、所長及び次長一人を置く。

2　所長は、入国者収容所の事務を掌理する。

3　次長は、所長を助け、入国者収容所の事務を整理する。

（入国者収容所に置く課等）

第三条　入国者収容所に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課

会計課

診療室

2　前項に掲げる課及び室のほか、入国者収容所に、それぞれ首席入国警備官二人を置く。

（総務課の所掌事務）

第四条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公印の保管に関すること。

二　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三　入国者収容所の所掌事務に関する連絡調整に関すること（第七条第十二号に掲げる事務を除く。）。

四　渉外、広報及び行政相談に関すること。

五　職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること。

六　職員の健康管理に関すること。

七　送還不能の被退去強制者の放免に関すること。

八　被収容者の仮放免及び保証金に関すること。

九　統計報告に関すること。

十　前各号に掲げるもののほか、入国者収容所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（会計課の所掌事務）

第五条　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

二　債権に関すること。

三　保管金に関すること。

四　入国者収容所所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

五　職員の安全管理に関すること。

六　ボイラー及び炊事場の運営に関すること。

七　職員の福利厚生に関すること。

八　被収容者に対する給養に関すること。

（診療室の所掌事務）

第六条　診療室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　医療、防疫、保健及び衛生に関すること。

二　医療品及び衛生材料の受払及び保管に関すること。